


改正後

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)

(新設)

売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書		※ 整理番号	
		※ 連合グループ整理番号	
<div style="text-align: center;">  <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> </div>	提出法人 (フリガナ)		
	<input type="checkbox"/> 単連	法人名	
	体結	納税地	電話 ( ) -
	法親	(フリガナ)	
人	法人	代表者氏名	Ⓜ
	人	代表者住所	
	事業種目		業
連 結 子 法 人 (申請の発着が連結子法である場合はこの記載)	(フリガナ)	整理番号	
	法人名	※ 税務署	部門
	〒 (局 署)	決 算 期	
	本店又は主たる事務所の所在地	業 種 番 号	
	電話 ( ) -	理 理 簿	
	(フリガナ)	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代表者氏名			
〒			
代表者住所			
事業種目	業		
小売その他これに類するものを行う法人の現金売上で法人税法施行規則別表 22 の(11)の記載事項欄のただし書きの規定により難く帳簿書類の作成が困難であるため、その記載事項を省略したいので申請します。			
(帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容)			
税理士署名押印		Ⓜ	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		整理簿	備考

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 45)</p> <p style="text-align: center;"><b>売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等</b></p> <p>1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表22の(11)の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地(連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地)の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。</p> <p>(2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>